

業掲示第4号

通関業務を行う営業所の許可について

通関業法第8条第2項において準用する同法第3条第4項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年3月10日

大阪税関長 清水 雄策

記

1 被許可者の名称及び所在地

株式会社サイテラス（法人番号 3020001148057）

神奈川県横浜市中区相生町6丁目104番地 横浜相生町ビル10階

2 通関業務を行うことができる営業所の名称及び所在地

大阪営業所

大阪府大阪市西区南堀江1丁目2番6号 TATSUMI 南堀江ビル2階201号室

3 許可年月日

令和7年3月10日

4 許可条件

許可期間は、令和8年6月21日までとする。